

## ＝ご旅行条件書／手配旅行＝

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書及び同法第 12 条の 5 による契約書面の一部となります。

### 1. 手配旅行契約

- (1)「手配旅行契約」(以下、単に「契約」といいます。)とは、株式会社ジェイエルシー(以下、「当社」といいます。)がお客様の依頼により、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下、「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
- (2)「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消手続料金を除きます。)をいいます。
- (3)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下、「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。
- (4)「国内旅行」とは、本邦内みの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

### 2. 旅行のお申込み及び契約成立時期

- (1)契約を申し込むとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。また、当社の定める期日までに申込金の支払いが必要となります。申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
- (2)お客様との契約は申込書と申込金を受領した時に成立します。
- (3)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体に係る旅行業務の取引は、当該契約責任者との間で行います。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。また、当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (4)当社は、契約責任者と契約を締結する場合において、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがあります。その場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。
- (5)当社は、(1)の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- (6)お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるときにはお申込みをお断りすることがあります。
- (7)お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったときはお申込みをお断りすることがあります。
- (8)お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った時はお申込みをお断りすることがあります。

### 3. 契約書面の交付

- (1)当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下、「契約書面」といいます。)を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- (2)契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。

### 4. 旅行代金のお支払い

旅行代金の額は契約書面に記載します。当社が定める期日までにお支払い下さい。

### 5. 旅行契約内容の変更

- (1)お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は、可能な限りお客様の求めに応じます。この

場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

- (2)お客様の求めにより契約内容を変更する場合、お客様は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に関する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。

### 6. 契約の解除

- (1)お客様は、いつでも契約の全部又は一部を解除することができます。ただし、解除のお申し出は、当社の営業日・営業時間内にお受けします。営業時間外に通信手段を利用しお申し出頂いた場合、翌営業日の取扱いとなります。
- (2)契約が解除されたときは、お客様は、既に提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。
- (3)当社は、次に掲げる場合において、契約を解除することがあります。この場合お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。
  - (a)お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
  - (b)お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
  - (c)お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - (d)お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った時。
- (4)お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。契約が解除されたときは、当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金をお客様に払い戻します。
- (5)(4)の規定は、お客様の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

### 7. 旅行代金の額の変更

- (1)当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- (2)(1)の場合において、旅行代金の増加又は減少は、お客様に帰属します。

### 8. 旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合において、旅行終了後、速やかに旅行代金の精算をします。

### 9. 添乗サービス

- (1)当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。
- (2)添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
- (3)添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から20時までとします。
- (4)当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

### 10. 当社の責任

- (1)当社は、契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

- (3)当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

### 11. お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様は、損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客様は、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたこと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

### 12. その他

- (1)お客様が個人的な案内、買い物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生時に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物の紛失・忘れ物の回収に伴う費用、別行動手配に要した諸費用が生じた場合、その費用をお客様に負担して頂きます。
- (2)当社はいかなる場合でも旅行の再実施は致しません。
- (3)病気、けがをした場合多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺症等を担保するため、旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。旅行傷害保険についてはスタッフにお問い合わせ下さい。

### 13. 旅行条件・旅行代金の基準日

旅行条件・旅行代金の基準日は、それぞれ契約書面に明示します。

### 14. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込の際にご提出頂いた個人情報について、お客様との連絡の為や運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させて頂くほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。

※このほか、当社は当社の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典・サービスの提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用して頂くことがあります。

※上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.bustora.com>)でご確認下さい。

### 15. 弁済業務保証金

当社は、一般社団法人全国旅行業協会の保証社員になっております。当社と契約を締結したお客様は、その取引によって生じた債権に関し、一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から限度額に達するまで弁済を受けることができます。

### 16. 手配旅行約款について

この条件書に定めのない事項は当社旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。



株式会社ジェイエルシー

愛知県知事登録旅行業第 2-9 3 8

(一社) 全国旅行業協会正会員